

入札参加者の心得

入札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札（試行）に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください。
- 6 入札情報の【注意事項】（4）により、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載してください。記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。なお、積算時の単価に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとしてください。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1）入札参加資格のない者のした入札
 - （2）連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - （3）委任状の提出がない代理人のしたもの
 - （4）同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - （5）入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
 - （6）金額を訂正したもの
 - （7）高松市期間入札試行要領第9条第1項各号（期間入札（試行）に関する留意事項の9と同一内容）に該当するもの
 - （8）前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開札

- 1 開札は、入札書の提出期間の末日の翌日（市の執務日）に行います。各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないときは、再度入札は行わず、入札執行を取りやめます。
- 2 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者としてします。

また、入札結果は、速やかに、高松市ホームページの「入札・契約情報」及び都市計画課のホームページで公表します。また、都市計画課の窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づく閲覧に供するものとします。
- 3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します（くじの辞退はできません。）。
- 4 落札業者は、「課税・免税事業者届出書」を提出してください。

入札の停止、中止及び取消し

- 1 辞退等により、入札参加者が1者となったときは、入札の執行を取りやめます。
- 2 1のほか、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。